

# アートを活かした障がい者の就労支援に関する提言

平成21年3月

アートを活かした障がい者の就労支援懇話会

# 目 次

<u>はじめに</u> . . . . .	1
<u>第一章 現状と課題</u> . . . . .	2
1. 障がい者の創作活動に関する動向 . . . . .	2
(1) 支援学校・福祉施設等における取組み	
(2) 企業や自治体における取組み	
(3) 国における取組み	
2. 府内における障がい者の芸術創作活動の現状 . . . . .	4
(1) 支援学校の状況	
(2) 福祉施設の状況	
(3) 在宅等での創作活動	
(4) アトリエインカーブの活動	
3. 障がい者のアートを収入に繋げる試み . . . . .	6
4. 障がい者のアートと美術市場 . . . . .	6
(1) 海外市場	
(2) 国内市場	
<u>第二章 提言</u> . . . . .	8
1. 基本的な考え方 . . . . .	8
2. 対象とする障がい者とアートの概念 . . . . .	8
3. 障がい者のアート支援のあり方 . . . . .	9
(1) 障がい者の芸術創作活動に関する調査・発掘、啓発	
(2) 創造性豊かな才能、作品に対する評価	
(3) 展覧会等の開催	
(4) 就労支援の仕組み	
4. 創作活動の裾野拡大 . . . . .	11
<u>おわりに</u> . . . . .	12
<u>参考資料</u> . . . . .	13
「アートを活かした障がい者の就労支援懇話会」について . . . . .	14

## ～ はじめに ～

芸術・文化活動は、楽しみながら、人や社会との交流を通じ、豊かな心を育むことができるかけがえのないものであり、ハンディキャップを有する障がい者にとって、生きがいとなり、また自己表現、自己実現の手段であるなど、重要な意味を持つものである。

また、近年、障がい者が創作する作品に対する、文化的・芸術的価値が注目されるようになってきた。障がい者が創作する絵画等の作品の中には、創造性の豊かな作品が多い。また、最近では、障がい者の美術作品を公募して展示・顕彰などを行う企業・自治体なども増え、社会的な関心も高まりつつある。

一方、障がい者の生活は総じて厳しく、いかに生活基盤を支えていくかということが、大きな社会的課題となっている。

こうした状況の下、障がい者が創作する、創造性豊かな作品が芸術的に評価され、それを市場に繋げるシステムを構築することにより、障がい者の就労を支援することはできないだろうか。

本懇話会は、このような趣旨で大阪府により設置されたものである。これまで5回にわたり真摯に議論を重ね、ここに提言という形で取りまとめた。

これは、行政や福祉、美術の関係者のみならず、多くの府民の理解と賛同を得て、創り上げ、育てていくべきテーマである。

「アートを活かした障がい者の就労支援」のための、今後の方向性を提案・発信することにより、障がい者の創作活動がより多様化し、また生き生きとしたものとなるよう取組む必要がある。

## ～ 第一章 現状と課題 ～

### 1 障がい者の創作活動に関する動向

障がい者の創作活動は、障がい者の生きがいづくりなど、自立と社会参加を図るうえで重要な意義を有している。また、障がい者の作品には、既成の概念を打ち壊すほどのパワーや魅力が秘められており、近年、その作品の芸術性についても注目されている。

このような背景として、「アール・ブリュット」(※1)あるいは「アウトサイダーアート」(※2)と定義される、正規の美術教育を受けずに創作された作品の芸術的価値についての評価の高まりを挙げることができる。

わが国においても、特に、知的障がい者や精神障がい者が創作する作品をこのカテゴリーに当てはめて展覧会等が催される機会が増え、広く社会から高い評価を得ている。

このような動きとも相まって、今日、障がい者のアートに対する関心が高まっている。

#### (1) 支援学校・福祉施設等における取組み

障がい者の創作活動は、福祉施設や支援学校、あるいは家庭、絵画教室など、多様な場所で取組まれている。

支援学校においては、情操教育の一環として芸術創作活動を実施されている例が多く、卒業後は、福祉施設で主に余暇活動として、創作活動に取組まれることが多い。

近年、福祉施設においては、障がい者が創作する作品の美術的な価値に着目し、展覧会への出品や、作品そのもの、あるいはグッズ化した商品の販売などにも取組むところがある。

これは、障がい者の創作活動を、余暇活動として捉えるだけでなく、その芸術性を社会に広め、あるいは収入を得て障がい者に還元する試みとして注目されている。

しかし、限られた施設スタッフでの対応には限界があり、また美術的な評価をどのように行うのかなど、この取組みを広げていくための課題も多い。

また、家庭や、あるいは地域の絵画教室などで創作活動を行っている障がい者も多い。

#### (2) 企業や自治体等における取組み

障がい者の芸術文化活動の意義を踏まえ、広く普及啓発を図るため、企業や自治体においても作品発表の機会を設け、顕彰を行うなどの取組みが行われている。

これは、障がい者に対し更なる創作活動への意欲を喚起するとともに、福祉施設等におけ

る創作活動の促進にも資するものである。こうした取組みが、障がい者の創作活動を支えるとともに、作品の芸術性を高く評価しようとする機運の盛り上がりにも繋がっていると考えられ、その果たす役割は非常に大きいと言える。

団体の取組みを行政が支えている一例として、滋賀県社会福祉事業団が運営する、ボーダレス・アートミュージアム「NO-MA」の活動がある。ここでは障がい者の作品と、一般のアーティストの作品を並列して見せることにより、「人の持つ共通普遍的な表現の力」というものをリアルに感じることができるようにし、「障がい者と健常者」「福祉とアート」「アートと地域社会」など様々なボーダー（境界）を超えていこうという果敢な取組みが行われている。

これまで、県の行政と手を携えて、スイスのアールブリュットコレクションと連携した展覧会を開催するなど貴重な成果を上げている。

また、地域に埋もれている障がい者の優れた作品の調査研究と、収集・保存を行う必要性について課題提起を行っている。

### （３）国における取組み

国においても、平成１９年１２月、厚生労働省と文部科学省の両副大臣の主唱により「障害者アート推進のための懇談会」が設置され、６回にわたる検討を経て、平成２０年６月、報告書が取りまとめられた。

国がこのテーマを正面から取り上げたこと、特に厚生労働省だけでなく文部科学省の課題としても捉えたことの意義は大きく、広く行政、福祉関係者、美術関係者等への意識啓発に繋がるものと考えられる。

今後、これを受けた国の施策とも相まって、各地域において、障がい者の芸術創作活動の普及促進に取り組んでいくことが求められるところである。

#### ※１「アール・ブリュット」

フランスの画家、ジャン・デュビュッフェが定義した〈生の芸術〉。芸術的訓練や芸術家として受け入れた知識に汚されておらず、古典芸術や流行のパターンを借りるのでない、創造性の源泉からほとばしる真に自発的な表現。

#### ※２「アウトサイダーアート」

特に芸術の伝統的な訓練を受けておらず、名声を目指すでもなく、既成の芸術の流派や傾向・モードに一切とらわれることなく自然に表現した作品のことで、英国人、ロジャー・カーディナルが「アール・ブリュット」を英語表現に訳し替えたもの。結果として、障がい者の作品が多く含まれる。

## 2 府内における障がい者の芸術創作活動の現状

### (1) 支援学校の状況

支援学校は府内に37校あり、美術担当教員で組織された「造形教育研究会」が中心になって、各校で絵画等の造形教育に取り組んでいる。特に、昭和55年から現在まで開催されている「子どもたちの讃歌展」は、支援学校で創作活動を行う子どもたちの作品の発表の機会であると同時に、社会の理解や関心を高めるうえで、大きく貢献してきた。

創造性の豊かな作品も多く、卒業後にアーティストとして個展を開くなど活躍している人もおり、卒業後も活動を続けたいと希望する子どもたちに対して、どのように創作活動の機会を提供していくのが課題になっている。

### (2) 福祉施設の状況

障がい者が学校を卒業した後、その多くは作業所等の福祉施設を利用している。知的障がいの支援学校に限ってみても、毎年約600名が卒業し、その約7割～8割が作業所等の施設を利用しているというのが実態である。

それぞれの施設における、創作活動の状況は定かではないが、絵画等の創作活動を取り入れているところもある。

今後、創作活動を、余暇としての活動に加え、アートとしての価値観を見出すなど、今一度、障がい者にとっての創作活動の意義を認識し、多くの施設で創作活動の機会を提供できるようにすることが課題である。

### (3) 在宅等での創作活動

支援学校や福祉施設のほか、家庭において保護者等の支援を得ながら創作活動を行っていたり、地域の絵画教室などに通っている例もある。中には、創造性豊かな作品を創作し、個展を開いている例もある。

#### (4) アトリエインカーブの活動

アトリエインカーブは、社会福祉法人素王会が運営する知的障がい者のための通所生活介護事業所で大阪市平野区に位置する。社会福祉法人となる前の無認可作業所時代から数えると10年間、主に近所に住む知的障がい者のための「アトリエ」として事業を行っている。

ここでは、利用者のことを「アーティスト」あるいは「クライアント」と呼び、創作活動以外の“作業”は一切行わない。すなわち、障がい者が心おきなく自由に創作活動を行い、生み出された作品を社会に繋げ、自らの創造性を生かして独り立ちしていくことを支援している。

施設のスタッフは全員が美術系大学の出身で、あわせて社会福祉士の資格を取得するなど、必要な資質を身につけている。

アトリエインカーブでは、このような理念、体制のもと、戦略的に事業を進めているが、まずは作品をモチーフにしたデザイン性の高いグッズを作成し、それが全国の主要なミュージアムショップなどで取扱われるようになり、“インカーブブランド”とともに作品、作者への評価が高まっていくこととなった。

その後、大きな転機になったのは、海外（ニューヨーク）に作品を送り、老舗ギャラリーとの専属契約が成立したことである。これによりニューヨークのアウトサイダーアートフェアに出品され、またそのギャラリーでは100万円単位の高値で取引される作品もあるなど、大きな成果があがっている。

その後、国内においては、現代美術（※3）の市場にも注目されるようになり、昨年には、大阪のサントリーミュージアム天保山で「現代美術の超新星たち アトリエインカーブ展」と銘打ち特別展が開かれ記録的な観客を動員した。

現在、25名が在籍しているが、この展覧会に出展された5名は既にアーティストとして自立、独立できるレベルに達している。

こうした才能を有する障がい者は地域の中に多く存在している可能性があり、それを活かすための選択肢の一つとして、アトリエインカーブの成果を踏まえ、新たな支援のシステムづくりを検討すべきである。

#### ※3 「現代美術」

一般に、20世紀以降の「近代美術」の範疇に括れない新しい動向の総称とされるが、その指し示す範囲については多様な考え方がある。

### 3 障がい者のアートを収入に繋げる試み

障がい者のアートを活かし、それを収入に繋げていく活動を行う福祉施設があり、その内容は、障がい者が創作した作品をグッズ化して商品として販売するという事例が多い。ここでは創作活動を余暇活動としてではなく、授産活動と位置づけ、それにより得た収入を作業工賃として還元することになる。

収益の分配は、それぞれの施設の考え方や利用者のニーズなどによって様々であるが、基本的には、全ての利用者に公平に分配されている。

また、中には、個展を開催し、あるいは全国の美術館から出展依頼を受けて作品が展示されるような例もあり、このような作者については、作品そのものも販売されている。これも施設により様々ではあるが、作品自体の販売収益は、作者本人に還元される場合が多い。

但し、特に、作品そのものを販売するには、美術に関する知識や経験が求められ、限られたスタッフでの活動には限界があり、優れた作品を市場に繋ぐための仕組みづくりを望む声があることは、社会的な支援が求められているものと受け止めるべきである。

### 4 障がい者のアートと美術市場

#### (1) 海外市場

障がい者の作品を市場に繋げていくためには、美術市場について知る必要がある。まず海外の美術市場について、アメリカ・ニューヨークを例にとって見ると、ニューヨークでは、前提として、美術作品は、それが障がい者の作品であるかどうかに関わらず、一つの作品として純粋に鑑賞し評価される。これはアートについての文化的な意識の高さを示すものであると考えられる。

また、障がい者の作品の市場での取扱いについて、その多くはアウトサイダーアートの範疇で捉えられている。ニューヨークにはアウトサイダーアートを中心に扱っているギャラリーが多くあり、アウトサイダーアートに特化したフェアも開かれるなど市場が確立している。

一般の美術市場は、アウトサイダーアートと明確に区別されており、顧客層もはっきりと分かれている。しかし、作品そのものを対比するとその境界は必ずしも明確でなく、現にアウトサイダーアートの作品と、その他一般の美術作品を並べて扱うようなギャラリーも存在し、一般のアートフェアにアウトサイダーアートの作品を出展しようというような試みもなされている。



日本の障がい者の作品を市場に繋いでいく手段としては、このような海外の市場を視野に入れていくことも可能である。

## (2) 国内市場

国内の美術市場においては、海外にあるようなアウトサイダーアートを取扱うギャラリーなどはほとんど存在せず、障がい者の作品を取扱う市場が形成されていないことから、現代美術の市場での取扱いについて考える必要がある。

現代美術の市場としてまず挙げられるのが、ギャラリーである。若手の現代美術作家の発掘、育成に力を注いでいるギャラリーも多く、アーティストとして育っていくには、このようなギャラリーと契約するのが最も近道である。これらのギャラリーが複数集まり、取扱い作品を展示販売する、アートフェアなどもある。

また、ギャラリーには、スペースの貸出しを行う、貸しギャラリーも多くある。賃料は必要だが誰でも容易に借りることができるため、無名の若手アーティストの個展などでよく用いられている。

現代美術の市場において障がい者の作品が取扱われているケースを見ると、あくまで作品本位で、取扱うアーティストや作品が決められており、それが偶然障がい者の作品であるという場合が多い。

但し、アーティスト本人と直に契約や展覧会の企画ができない場合などは、作品を取扱えないという状況もあり、実際に、知的障がい者などの作品が取扱われている例は少ない。

今後、アーティストである障がい者本人と、ギャラリー等の契約などに対する仲介的な支援を行うなど、障がい者の作品を現代美術市場に繋いでいくための支援が求められる。

## ～ 第二章 提言 ～

### 1 基本的な考え方

障がい者の創作活動は、障がい者が楽しみながら豊かな心を育むことができ、それが他者とのコミュニケーションの手段となり、また自己実現を図ることができるなど、障がい者の自立と社会参加を図るうえで大きな意義を有する。

また、創作活動というものは極めて芸術的な側面を有しており、「福祉」の枠を超えて、「美術（アート）」の世界でその表現力、才能が認められ、評価されるという可能性を秘めている。

しかし現状を見ると、創作活動の機会が十分に提供されていなかったり、また創作活動が行われていても、その芸術的な才能や価値ある作品が見過ごされている可能性がある。このため、各施設等の創作活動の状況を十分に把握する必要がある。

このような観点を踏まえ、障がい者の創造性豊かな作品を発掘し、芸術的な評価に基づいて収入を得ることにより、就労の支援にも繋がっていくような、新たな仕組みの構築が必要である。

障がい者の就労の形態は、企業における雇用、自営、在宅就労、作業所等での福祉的就労など、幅広く定義され、本提言における就労支援は、障がい者の創造性豊かな作品の販売をはじめ、収入を得ることを目的とした様々な形態を含むものである。そのため、アーティストとしての自立に向けた支援をはじめ、作品のグッズ化等による収入を得ることなど、幅広く就労支援に資するものとする必要がある。

また、障がい者の社会参加や自己実現を図るために、創作活動の裾野を広げていくという視点を十分に踏まえなければならない。

併せて、大阪府が、まず府内の福祉施設等の実態把握を行うとともに、モデル的に創造性豊かな作品の発掘・評価などに取組み、それを、具体的な市場化のための公民協働による新たな支援システムの構築に繋げていくことが望ましい。

### 2 対象とする障がい者とアートの概念

本来、障がい者のアートについて論じるにあたっては、全ての障がい者及びその作品を対象にすべきである。しかし、ここでは、正規の美術教育を受けることなく、自由に思いのままに創作された作品及びその作者ということを念頭に置き、本懇話会においては、知的障がい者等

を対象に検討することとした。

また、ここで取扱うアートに関する概念については、「アール・ブリュット」や「アウトサイダーアート」といったカテゴリーで考えていくという方法もあるが、これらは障がい者のアートを全て内包する同義の概念ではない。

さらに、「アウトサイダーアート」は、美術教育を受けた、いわゆる「インサイダー」の側から定義したものであるとともに、日本にこれを専門に扱う市場も存在しない。

従って、本懇話会及びこの提言においては、障がい者のアートを広く「現代美術」として捉え、今後の様々な支援のあり方について検討を行うこととした。

### 3 障がい者のアート支援のあり方

#### (1) 障がい者の創作活動に関する調査・発掘、啓発

障がい者のアートについての支援を行うには、まず現在の福祉施設や支援学校等における創作活動への取組み状況や、作者、作品の状況等を明らかにするべきである。福祉施設等には創造性豊かな才能を有する人が多くいると言われていたが、まずはこの仮説を立証し、具体的な支援策に活かしていく必要がある。

調査にあたっては、府内にある福祉施設・作業所、支援学校などの現状をできるだけきめ細かく把握することが重要である。

絵画等の創作活動が行われている施設等に対しては、美術関係者が現地に赴き、創造性豊かな才能・作品を発掘することが求められる。また、福祉関係者も調査に同行し、美術関係者と施設等とのコーディネートを行うとともに、現場の生の声を聴き、適切な助言を行うことが効果的である。

また、調査において、才能や作品の発掘と併せ、障がい者の創作活動について個別に啓発を行う機会とすることが必要である。

#### (2) 創造性豊かな才能、作品に対する評価

障がい者が創作した美術作品を市場に繋げていくためには、福祉施設等から発掘された創造性豊かな作品に対し、どのような評価を与えるかということが重要である。

美術市場において評価を得るには、美術館学芸員（※4）や、ギャラリーなどの評価に叶う

ものでなければならず、それには、福祉や行政関係者が評価するのではなく、現代美術関係者の審査によって、個々の作品が現代美術として評価されることが必要である。

なお、評価の対象になる作品を集める方法として、公募により広く作品を募ることが効果的である。

### (3) 展覧会等の開催

公募等により評価された作品を現代美術の市場にアプローチしていくには、何よりも美術館やギャラリーなどの関係者をはじめ多くの人に作品を見てもらえる機会を設ける必要がある。

公募した作品を展示する「公募展」の開催もその一例として考えられる。また、評価された作品を一定のコンセプトにより展示する「企画展」という手法もある。その他にも、百貨店や民間のスペースなど、関係者の協力を得て、様々な場所で作品を展示していく工夫が求められる。

### (4) 就労支援の仕組み

美術的な評価を得た障がい者の作品を市場に繋いでいく仕組みとして、最も重要なことは、持続可能なシステムとすることである。そのためには、単に行政や企業が助成を行う形ではなく、企業の社会貢献事業等とタイアップし、事業実施に必要な経費を生み出し、収益性のある事業展開を行う、「ソーシャルビジネス」(※5)の視点を取り入れた、公民協働による仕組みとすることが望ましい。

懇話会の議論において、若手アーティストの作品をTシャツなどにプリントし商品化するといった、企業が実際に取組んでいるプロジェクトの紹介があった。作品をグッズ化するのは、単に収益を上げるだけではなく、障がい者のアートの普及や、アーティストを育てていくための手段にもなり得るもので、仕組みづくりに活かしていくべきである。

また、評価された作品をストックし、貸出しを行うことなどにより、収益性の拡大を図るとともに、これらの作品による企画展をプロデュースし、あるいはアートフェアに出展するなど、戦略的な展開を検討する必要がある。

なお、作品の取引等に際しては、個々の契約についての法的な専門知識等が必要となるが、これらを自ら行うことが困難な障がい者については、仲介・代行等の支援が必要になる。

また、収益の還元についても、作者の権利・利益が侵害されず、障がい者の就労支援に資するものとなるような仕組みを構築するべきである。

以上のような、作品の発掘、評価から現代美術市場へのアプローチまで、効果的に事業を実施するには、専門性と戦略が求められることから、これらに一貫して関わることのできるプロデューサーを登用することが望ましい。

#### ※4 「美術館学芸員」

美術館において、展覧会の企画・運営、コレクションの購入・管理、専門領域の研究、美術の教育普及などを職務として行う者。

#### ※5 「ソーシャルビジネス」

少子高齢化や環境など様々な社会的課題を、ビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動。

## 4 創作活動の裾野拡大

障がい者のアートを就労に繋げていく仕組みを構築することと併せて、創作活動の裾野を拡大し、生きがいづくりに資する取組みも必要である。

アートの才能を活かして就労に繋げる仕組みを構築することは、多くの障がい者に夢や希望、生きがいを与え、裾野を広げることにつながる。そのためには、障がい者のアートに関する育成にも力を入れるべきである。

昨今の経済状況等を踏まえると、直ちに事業として実施することは難しいが、ソーシャルビジネスにおける収益を充当することも視野に入れ、障がい者の創作活動の場となるアートスペースの設置に向け取組んでいく必要がある。

また、各福祉施設等での創作活動に活かすため、施設スタッフ等を対象にした研修の実施や、インターネットを活用し、障がい者の作品の展覧会、民間の絵画教室などの創作活動の機会、あるいは各施設等での取組み事例などの情報を発信するなど、様々な支援策も併せて検討していく必要がある。

## ～ おわりに ～

本懇話会では、障がい者の創造性豊かな才能、作品を調査、発掘・評価し、これを現代美術として就労に繋げていくための方策を検討してきた。

その中で、トップアーティストを生み出すことができる仕組みにすべきだという意見や、アーティストの才能を有する、できるだけ多くの障がい者を支援することが必要だという意見、さらには、生きがいづくりなど、創作活動の本来的な意義を十分に踏まえるべきだという意見もあった。

今回の提言は、このような障がい者の創作活動が有する様々な意義、役割を十分に踏まえつつ、「就労支援」のための仕組みづくりを提案するものである。

また、本懇話会においては、正規の美術教育を受けることなく、自由に思いのままに創作された作品及びその作者ということを念頭に置き、知的障がい者等を対象に検討を進めてきたが、今後は、その成果をより広く障がい者の創作活動の普及、促進に繋げていくことが重要である。

最後に、本提言を実りあるものとするため、シンポジウムを開催するなど、効果的な発信を行い、広く関係者、府民の理解を得ることが重要であることを付け加え、これが大きな成果に繋がるよう心から期待する。

~ 参考資料 ~

アートを活かした障がい者の就労支援懇話会委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員氏名	所 属 ・ 職 名
今中 博之	(社福) 素王会理事長
奥平 俊六	大阪大学大学院文学研究科教授
佐々木 雅幸	大阪市立大学大学院創造都市研究科教授
高市 純行	毎日新聞大阪本社総合事業局事業部副部長
建畠 哲	国立国際美術館館長
富田 章	サントリーミュージアム天保山学芸部長
新澤 伸子	大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか センター長
藤田 光司	(社福) 大阪手をつなぐ育成会理事長
藤原 明	りそな銀行法人ソリューション営業部アドバイザー
二口 圭子	銅版画家
山口 孝	ギャラリーヤマグチ クンストバウ



## アートを活かした障がい者の就労支援懇話会開催経過

- 【第1回】 平成20年10月24日（金）
- アートを活かした障がい者の就労支援について
- 【第2回】 平成20年12月1日（月）
- 府内の支援学校や施設における創作活動の現状と課題について
  - 府外の施設における創作活動の取組み事例
- 【第3回】 平成21年1月15日（木）
- 知的障がい者等のすぐれた芸術作品を市場化する手法について
- 【第4回】 平成21年2月9日（月）
- アートを活かした障がい者の就労支援の今後のあり方について
- 【第5回】 平成21年3月26日（木）
- 「アートを活かした障がい者の就労支援に関する提言（案）」について